

仙台青葉学院短期大学 納付金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第38条第3項の規定に基づき、納付金に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で納付金とは、入学金、授業料、課外活動費のことをいう。納付金は、特段の定めがない限り、学則第38条第1項に定める金額とする。

(納付方法)

第3条 納付金の納付は、原則として郵便自動払込とする。

- 2 入学金は指定期日までに納付しなければならない。納付しない場合は入学する権利を失うものとする。
- 3 授業料は、前期及び後期の2期に分けて納付するものとし、それぞれの期における額は年額の2分の1とする。その納付期限日は次のとおりとする。

前期 前年度の3月末日（入学生は4月末日）

後期 8月末日

ア ただし、納入期限日が金融機関営業休業日の場合には、翌金融機関営業日とする。

イ 納入期限日までに納付金を納入できない場合には、延納を許可することがある。ただし、延納の願い出は、納入期限日までに行うものとする。

- 4 課外活動費は、前期授業料の納付時に納付するものとする。
- 5 前3項及び前4項の規定にかかわらず、入学手続時に納付金分納制度の手続を行った者については、別途指定する方法にて納付するものとする。
- 6 納付金分納制度を利用する者及び本条3項イにより納付期限の延長を認められた者については、別途定める手数料を納付しなければならない。

(滞納)

第4条 授業料を指定期日までに納付しない者に対しては、進級、卒業、休学及び学生の願い出による退学を認めない。

- 2 授業料を指定期日までに納付しない者に対して、督促状を最大2回送付する。それでもなお、指定期日までに納入しない場合には、学則第18条第1項第3号の規定により、教授会及び運営協議会の議を経て学長が除籍するものとする。
- 3 督促状により授業料を納付しようとする者は、授業料と共に、延滞手数料を納付しなければならない。

4 延滞手数料は、次のとおりとする。

第 1 回目の督促による納入 4,000 円

指定期日から 2 ヶ月目の 5 日までに第 1 回目の督促状を通知

第 2 回目の督促による納入 8,000 円

指定期日から 3 ヶ月目の 5 日までに第 2 回目の督促状を通知

(休学時の取り扱い)

第 5 条 休学が認められた場合は、授業料年額の 12 分の 1 に、休学開始日の属する月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学日の属する月の前月までの月数の 2 分の 1 を乗じた額（千円未満，切り上げ）を免除するものとする。

2 休学中の場合でも、授業料の納付期限日は第 3 条第 3 項を適用するが、前項により免除された授業料は、復学後に精算するものとする。ただし、休学後に退学する場合は、前項の規定の適用は行わない。

(留年時の取り扱い)

第 6 条 留年時においては、授業料年額の 2 分の 1 と、標準修業年限の授業料総額の 2 分の 1 に当該年次の未修得単位数を卒業要件単位数で除した数を乗じた額（千円未満，切り上げ）を合計した額を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前期末（9 月）の卒業が認められた場合は、授業料年額の 4 分の 1 と、標準修業年限の授業料総額の 2 分の 1 に当該年次の未修得単位数を卒業要件単位数で除した数を乗じた額（千円未満，切り上げ）を合計した額を納付するものとする。

(退学及び除籍時の取り扱い)

第 7 条 未経過期の授業料については、全額返還する。

2 期途中の退学については、当該期分の授業料は返還しない。

3 期途中の退学については、当該期分の授業料を全額納付しなければならない。

4 授業料以外の納付金については、当該期分の全額を納付するものとする。

5 本条の規程に関わらず納付額については、個々の事情を勘案し、決定することもあり得る。

6 学則第 18 条第 1 項第 3 号にて除籍となった場合は、2 項から 5 項に準じる。

(長期履修学生の取り扱い)

第 8 条 学則第 31 条に掲げる長期履修学生の授業料年額は、標準修業年限に相当する授業料総額にその 10 分の 2 を乗じた額を加えた額を長期履修期間の年数で除した額（千円未満，切り上げ）とする。

2 納付方法については、第 3 条の規定を適用する。ただし、同条第 5 項の規定は適用

しない。

(科目等履修生の取り扱い)

第9条 学則第32条に掲げる科目等履修生の1単位あたりの授業料は、標準修業年限の授業料総額の2分の1を卒業要件単位数で除した額(千円未満, 切り上げ)とする。ただし、人間総合教育分野及び教養教育分野の授業科目については、1単位あたりの授業料を20,000円とする。

2 納付方法については、別に定める。

(聴講生の取扱い)

第9条の2 学則第32条の2に掲げる聴講生の入学金は、20,000円とする。ただし、本学及び学校法人北杜学園が設置する学校の卒業生についてはこれを免除する。

2 聴講生の授業料は、1単位当たり10,000円とする。

3 授業料の納付方法については、別に定める。

4 聴講を許可された者が指定された納付期日までに授業料の納付を行わない場合は、聴講生の権利を失う。

5 聴講を許可された者が許可された科目の開講前に受講を取り止める旨届け出た場合、授業料は全額返還する。

6 聴講生が自らの意思又は本学の判断により聴講期間中に聴講を中断する場合は、当該科目の授業料は返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の承認を得て、法人本部にて行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、納付金に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日から施行する。これに伴い、授業料等に関する規則及び授業料等の納付方法及び免除に関する規定は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。